

秋田県

公文書館だより

第5号 平成8年10月2日

■十和田山中発見の綿樹

明治十二年（一八七九）、県勸業課へ鹿角郡役所から、十和田山中で発見された「綿樹」の綿と種子のサンプルが回送された。

鹿角郡長よりの報告文には、この綿樹が「カトロ」と呼ばれ、一房の実を乾燥させると一升ほどの量の綿を吹くこと、綿の柔らかさと保温性が従来の綿

花と大差無いこと等が記されている。

カトロ綿樹は直ちに新物産として注目を浴びた。勸業課は翌十三年春から苗木を八橋植物園で試験植栽し、さらにこの年の『勸業年

報』に「綿樹ノ発見」の項目を設け詳しく景

況を報告した。県内自給を目的に八橋植物園で行われた綿花の試作が気候不適応から失敗した直後であり、カトロ綿樹の物産化には大きな期待が寄せられた。

しかし、その後の『勸業年報』や『勸業月報』からカトロ綿樹の消息は途絶える。綿樹の物産化は成功しなかったものと思われる。

だが、この綿樹に関する記録は、勸業課を中心にしたからの勸農政策が積極的に行われた明治十年



代前半を象徴するものとして興味深い。

綿樹の正体はヤナギ科の落葉高木デロ（ドロノキ）であった。

（公文書課 柴田知彰）

県外からの一利用者として

新潟大学教育学部講師

高橋 美貴



私が秋田県公文書館にはじめてお伺いしたのは、二年ほど前の事ではなかったかと思えます。

当時の私は、遅ればせながらではありますが、秋田県をはじめお隣の岩手県など東北地方にたいへん多くの県庁文書が残されていることに気づき、これを何とか分析素材として使えないものか、と考えておりました。申し遅れましたが、私はこれまで近世から近代にかけての漁業や漁村のことに興味を持って勉強をしてまいりました。テーマの善し悪しはさておき、「この研究テーマにアプローチするうえで秋田県の県庁文書がそんなに適切な素材なのか？」と疑問をもたれる方がいらっしゃるかもしれません。私も当初は「当たっ

て砕ける」という気分で公文書館を訪れたのですが、文書を見るうちに昨年大いに話題となったハタハタ資源の問題など（私としては）とても興味深い資料が次々と出てまいりました。また県庁文書は明治初期における府県庁の政策決定システムを明らかにするうえで興味深い材料だと気づき、現在、ほんとうに少しづつではありますが、楽しく資料の分析を続けております。

さて、私が秋田県公文書館を利用し始めたころ、ほぼ時を同じくして公文書館の利用を始めた方が身近におりました。その方と二人でとても感心しましたのは、近世文書のゼロックス・コピーが書棚に配架されていることでした。文

書をコピーすることに根強い異論のあることはもちろん承知しておりますが、文書のコピーを作ってそれを閲覧利用に供することのメリットはやはり大きいように思われます（もちろん文書の折り目や付箋など文書の現状を維持するという条件を満たせば、ですが）。そうすることによって、原文書を却って保護できるかもしれません。

し、利用者の目に触れるところにそれが配架されているのは利用上便利でもあります。そして利用者にとっては何よりも、そのコピーを再度ゼロックス・コピーすることができるといふメリットがあるわけです（そのために文書館利用者が利用できる文書館専用のコピーがあったらありがたいと思います）。これはとくに遠方に住んでいるためそうしたたびは文書館に来ることのできない者にとって便利なのはもちろんですが、写真撮影・現像・マイクローリダーでの解読、もしくは紙焼きという歴史研究者以外には馴染みのない手順を省いてもくれます。その意味で、文書館をより多くの方々に利用していただくうえで有効な方法なので

はないでしょうか。「公開上問題のない一部の、しかし利用度の高い資料をこのような形で利用できるのは便利だね」というのが二人の一致した感想でした。

近年大きく展開しつつある史料整理論が実際の史料整理に当たられる方々のアーキビストとしての力量を大きく期待するものであるため、限られた時間や人員のなかで膨大な史料の整理と公開をどのように進めていくかといった問題や、文書館が研究者以外の地域の方々とのように切り結んでいくかといった問題など、日本における地域文書館草創期なればこそ、さまざまな問題群に文書館が囲まれていること、それゆえに地域文書館の運営が並大抵のものではないことは不勉強な私にも何となく分かります。そのような状況のなかで秋田県公文書館の皆さまが何とか快適な閲覧・調査環境を整えていこうとなさっている熱意を個人的には感じております。秋田県公文書館が過去と現在、そして未来とをつなぐ架け橋としてますます発展されますことを心から祈っております。

秋田県布達集について

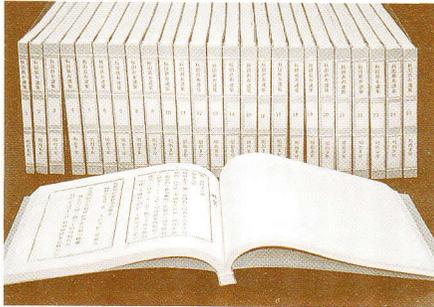
明治政府は、明治四年（一八七
一）の廢藩置県によって太政官制
を改革し、太政官や各官省から布
告、布達が発令されることになっ
た（正院事務章程）。

その後、明治十四年（一八八一）
に、諸省布達が廢止されて、諸官
庁より発令される法令は、布告・
布達・達・告示の4形式となり、
この形は、明治十九年（一八八六）
に、太政官制から内閣制へ変革さ
れるに伴い勅令として出された公
文式（こうぶんしき）制定まで続
いた（実質的には、大日本帝国憲
法で、憲法に矛盾しない太政官布
告は引き続き有効とされ、明治四
〇年（一九〇七）公式令公布まで
続いた）。

これら中央政府からの令達を受
け、各県では、県単独の行政計画
の実施をさらに盛り込んで、管内
への布達を出した。管内の布達は
印刷されるのが一般的であり、秋
田県では明治六年（一八七三）十

月三日の秋田県布令第五七三番か
ら印刷が始まっており、これをもっ
て秋田県の活版印刷の創始として
いる。

この印刷による布達は、その後
明治二十二年（一八八九）五月十
五日の秋田県訓令第八四号をもっ
て、以後の布達は県報によって行
うこととなった。明治六年十月か
ら明治二十二年五月までの布達を
まとめたものを総称して秋田県布
達集とよんでいる。



マイクロフィルムからの複製本

布達集は、県行政の基本的な動
向を伝えるものとして重要であり、
明治二十二年以降の秋田県公報
（明治二十四年分まで製本配架済、
以下順次製本予定）とあわせて、
明治期の県政を知る基本的な史料
として利用を勧めたい。

今回製本された秋田県布達集は、
県立図書館蔵の三井氏本（昭和六
十二年に古書店より購入）とよば
れるものである。本館にも、原本
として、現学事文書課が所蔵して
きた布達集が揃っているが、欠本
欠損部が多く、マイクロ化にあつ
て図書館の厚意により、比較的欠
損の少ない三井氏本を底本とした。
原本と照合する必要がある場合は、
本館所蔵の布達集を閲覧すること
もできるが、図書館の三井氏本の
利用もできることをつけ加えてお
きたい。

三井氏本の布達集は、明治七・
八・九・十二年の四年分について
は、年度の初めに概目があり、そ
の年にどのような布達が出された
かがわかるようになっていた。し
かし、すべての年度に目次がある
訳ではないので、年月日順に並ん
でいるとはいえず、年月日がはっき



複製本の製本作業

りわからないものは、検索するの
は難しい。そこで、本年度の事業
計画で、本館所蔵の布達集の目次
部分をマイクロフィルム化し、そ
れを別冊として製本する予定であ
る（本館所蔵の布達集は、欠損も
多いが、各巻に目次が完備してい
る）。それによって、年度内の布
達の内容が一目でわかるようにな
り、利用が一層簡便となろう。
製本作業は、秋田県公報と同じ
く、館職員による手作りで行った
（写真参照）。リール全十七巻のマ
イクロフィルムを一定の厚さで全
一〇〇巻の冊子とし、風糸で和綴
じにしラミネートでコーティング
した。（公文書課）

享保十年の郡絵図

享保七年（一七二二）から始まる「郡境并郷村調御用」は、同十年まで継続されたが、この期間に今宮義透自身による巡見、御境目奉行らによる「郡村御用」、御検地役による「高調」などが行われ、関係資料が作成された。

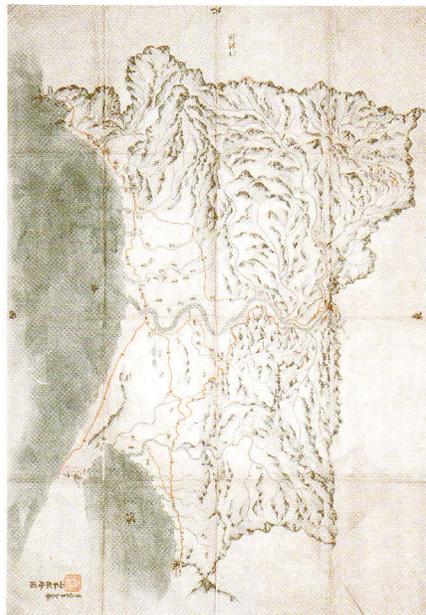
「郡村日記」（A三二一―四三）には、享保九年四月（雄勝郡）・同十年二月（下筋）・九月（河辺郡・平鹿郡）・同十一年四月（仙

北郡）に「郡村御用」のために御境目奉行らが領内調査に出たことが記録されている。このときの調査結果に基づいて作成されたと思われる資料のなかで、享保十年と記されている「郡絵図」が三点伝わっている。

①「秋田郡絵図」

（A二九〇―一四一―四一―二一八）

②「山本郡絵図」



山本郡絵図（102cm×148cm）



秋田郡絵図（152cm×119cm）

③「川辺郡絵図」
（県C―一六）

「郡村日記」によると、享保十年二月に「大平より五十野目・小阿仁境、西之方男鹿迄」の調査を命じられたのは、鷲尾彦九郎（御物頭・御境目奉行兼）・山方清兵衛（副役）・黒沢治右衛門（御検地役）・吉原弥七郎（御物書）・狩野弥平次（御絵師）であった。①・②の絵図はこの



川辺郡絵図（99cm×85cm）

時の調査に基づいて作成されたものと考えられる。また同年九月河辺郡を調査したのは、鷲尾・山方・黒沢・小野崎忠助（御物書）・竹田平助（御絵師）であった。③の絵図はこの時の調査に基づくものである。

①・②は秋田図書館からの移管資料であり、③は秋田県庁からの移管資料であるが、本来秋田藩で作成・保管されてきた絵図であると考えられる。

（古文書課 伊藤 勝美）

県庁公文書の引き継ぎ状況

三年前までは、年末や年度末に県庁や地方事務所に行くのと、膨大な文書が廊下などに山積みされていました。行政的に不要になった書類をいつまでも机やキャビネットに置いておくと、やがて足の踏み場もないほど書類で埋まってしまう。だから以前は課や事務所の長が、永年保存文書以外のものは期限がきたら定期的に廃棄処分したのです。

しかし、今ではかつての光景も目には見えなくなりました。それは、平成五年に文書管理規程が改正され、課所長が独自に廃棄処分できるのは、保存期間が二年未満の極々軽易な公文書や、写し・会議資料などの重複文書、個人的覚えなどに限られたからです。これ以外の公文書はすべて保存期間経過後公文書館に引継がれ、将来歴史的、学術的に重要な資料となり得るものを選別して保存することにしたのです。

そこで、これまで当館に引継がれた戦後の公文書約十萬冊を原課所別にご紹介いたします。なお残念ながら全体の約30%、67の課所の分がまだ引継がれておりません。

公文書引継ぎ冊数（平成8年6月現在） 注：機構改革による旧課所分を含む。地方機関で引継数0の事務所は除いてあります。

| 課 所 名 | 引 継 数 | 課 所 名 | 引 継 数 | 課 所 名 | 引 継 数 |
|---------------|-------|-------------------------|-------|-------------------------------|-------|
| 秘 書 課 | 182 | (旧) 道 路 課 | 2061 | 衛 生 看 護 学 院 | 16 |
| 人 行 政 事 | 1030 | 道 路 設 計 課 | 0 | 消 防 学 校 | 318 |
| 学 務 課 | 0 | 道 路 維 持 課 | 144 | 中 央 食 肉 衛 生 検 査 所 | 120 |
| 財 政 課 | 314 | 河 川 防 護 課 | 3932 | 南 部 食 肉 衛 生 検 査 所 | 60 |
| 税 務 課 | 554 | 河 川 防 護 課 | 1897 | 環 境 技 術 セ ン タ | 306 |
| 市 政 課 | 356 | 港 灣 防 護 課 | 261 | 鹿 角 農 林 事 務 所 | 22 |
| 企 画 課 | 3506 | 建 築 住 宅 課 | 779 | 山 本 農 林 事 務 所 | 1055 |
| 立 学 課 | 110 | 大 館 代 空 港 建 設 局 | 0 | 秋 田 農 林 事 務 所 | 1783 |
| 県 立 大 学 置 備 課 | 0 | 大 館 代 空 港 建 設 局 | 0 | 由 利 農 林 事 務 所 | 107 |
| 国 際 交 流 課 | 47 | 管 理 財 政 課 | 41 | 仙 北 農 林 事 務 所 | 4189 |
| 地 域 報 告 課 | 448 | 本 庁 調 査 課 | 1187 | 平 鹿 農 林 事 務 所 | 456 |
| 通 信 課 | 1628 | 自 治 研 究 所 | 43436 | 雄 勝 農 林 事 務 所 | 1491 |
| (旧) 社 会 福 祉 課 | 14 | 鹿 角 県 税 務 所 | 1116 | 鹿 角 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 207 |
| 福 祉 企 画 課 | 957 | 北 秋 田 県 税 務 所 | 138 | 大 館 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 136 |
| 高 齢 者 福 祉 課 | 144 | 山 本 県 税 務 所 | 932 | 鷹 巣 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 373 |
| 児 童 保 護 課 | 68 | 北 秋 田 県 税 務 所 | 278 | 能 代 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 510 |
| 保 険 課 | 259 | 秋 田 県 税 務 所 | 23 | 昭 和 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 126 |
| 保 険 課 | 1657 | 秋 田 県 税 務 所 | 2868 | 秋 田 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 223 |
| 保 険 課 | 1678 | 秋 田 県 税 務 所 | 382 | 本 荘 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 105 |
| 保 険 課 | 452 | 仙 北 県 税 務 所 | 743 | 大 曲 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 341 |
| 保 険 課 | 0 | 仙 北 県 税 務 所 | 325 | 角 館 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 214 |
| 保 険 課 | 925 | 雄 勝 農 林 事 務 所 | 137 | 横 手 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 508 |
| 保 険 課 | 770 | 湯 沢 地 域 農 業 改 良 普 通 大 館 | 26 | 病 害 虫 防 除 所 | 68 |
| 保 険 課 | 0 | 鹿 角 地 方 部 | 28 | 生 物 資 源 総 合 開 発 所 | 138 |
| 保 険 課 | 182 | 北 秋 田 地 方 部 | 47 | 農 業 短 期 大 学 | 72 |
| 保 険 課 | 493 | 山 本 地 方 部 | 43 | 農 業 試 験 場 | 35 |
| 保 険 課 | 170 | 由 利 地 方 部 | 451 | 北 部 家 畜 保 健 衛 生 所 | 70 |
| 保 険 課 | 735 | 仙 北 地 方 部 | 757 | 南 部 家 畜 保 健 衛 生 所 | 47 |
| 保 険 課 | 195 | 雄 勝 地 方 部 | 1063 | 畜 産 試 験 場 | 17 |
| 保 険 課 | 522 | 北 秋 田 福 祉 事 務 所 | 235 | 仙 北 平 野 土 地 改 良 事 務 所 | 434 |
| 保 険 課 | 394 | 山 本 福 祉 事 務 所 | 517 | (旧) 由 利 南 部 総 合 土 地 改 良 事 務 所 | 158 |
| 保 険 課 | 423 | 秋 田 福 祉 事 務 所 | 1042 | 水 産 振 興 セ ン タ | 14 |
| 保 険 課 | 162 | 秋 田 福 祉 事 務 所 | 1114 | 林 業 技 術 セ ン タ | 65 |
| 保 険 課 | 202 | 由 利 福 祉 事 務 所 | 618 | 計 量 検 定 所 | 351 |
| 保 険 課 | 1168 | 仙 北 福 祉 事 務 所 | 948 | 秋 田 技 術 専 門 校 | 310 |
| 保 険 課 | 1354 | 仙 北 福 祉 事 務 所 | 910 | 大 曲 技 術 専 門 校 | 187 |
| 保 険 課 | 1462 | 雄 勝 福 祉 事 務 所 | 400 | 横 手 技 術 専 門 校 | 203 |
| 保 険 課 | 1460 | 福 祉 保 健 研 究 セ ン タ | 150 | 鹿 角 土 木 事 務 所 | 1610 |
| 保 険 課 | 2389 | 身 体 障 害 者 更 生 相 談 所 | 368 | 北 秋 田 土 木 事 務 所 | 5301 |
| 保 険 課 | 41 | 精 神 薄 弱 者 更 生 相 談 所 | 49 | 山 本 土 木 事 務 所 | 2582 |
| 保 険 課 | 360 | 太 平 療 育 セ ン タ | 50 | 秋 田 土 木 事 務 所 | 4557 |
| 保 険 課 | 557 | 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ | 385 | 由 利 土 木 事 務 所 | 2340 |
| 保 険 課 | 215 | 中 央 児 童 相 談 所 | 329 | 仙 北 土 木 事 務 所 | 5927 |
| 保 険 課 | 360 | 婦 人 相 談 所 | 9 | 平 鹿 土 木 事 務 所 | 3032 |
| 保 険 課 | 953 | 鷹 巣 代 田 保 健 所 | 62 | 雄 勝 土 木 事 務 所 | 2027 |
| 保 険 課 | 81 | 能 代 田 保 健 所 | 353 | 中 央 流 域 水 道 事 務 所 | 55 |
| 保 険 課 | 167 | 能 代 田 保 健 所 | 262 | 能 代 港 湾 事 務 所 | 274 |
| 保 険 課 | 294 | 能 代 田 保 健 所 | 488 | 皆 瀬 ・ 板 戸 ダ ム 管 理 所 | 26 |
| 保 険 課 | 1643 | 能 代 田 保 健 所 | 873 | 大 松 川 ダ ム ・ 発 電 所 | 656 |
| 保 険 課 | 1808 | 能 代 田 保 健 所 | 1701 | (旧) 森 吉 山 ダ ム 対 策 課 | 128 |
| 保 険 課 | 245 | 湯 沢 地 方 機 関 | 714 | 地 方 機 関 計 画 課 | 64688 |

企画展

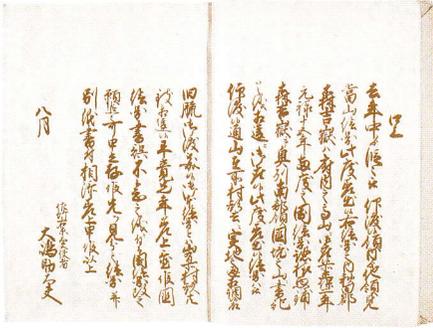
享保年間の秋田藩

— 今宮義透の領内調査 —

十月十七日〜十一月二十二日

享保の日本総図作成を計画した江戸幕府は、享保三年（一七一八）四月、諸藩に見当山の調査を命じた。秋田藩ではこの調査の過程で、正保・元禄の国絵図に重大な誤りがあることを発見した。森吉山が南部領との境の山として描かれていたのである。

秋田藩では訂正「国絵図」の提出を願い出るとともに、領内の調



郷村御調覚書 (特-435)

査を開始した。この事業の中心となったのが今宮義透であった。享保六年家老となった今宮は、翌七年三月郡村調査の責任者に任命され、以後享保十五年の論功行賞にいたるまでの九年に及ぶ大事業を推進した。

今宮を中心として行われた享保年間の領内調査は、当時の秋田藩の情勢を知る貴重な資料を今にもたらずこととなった。

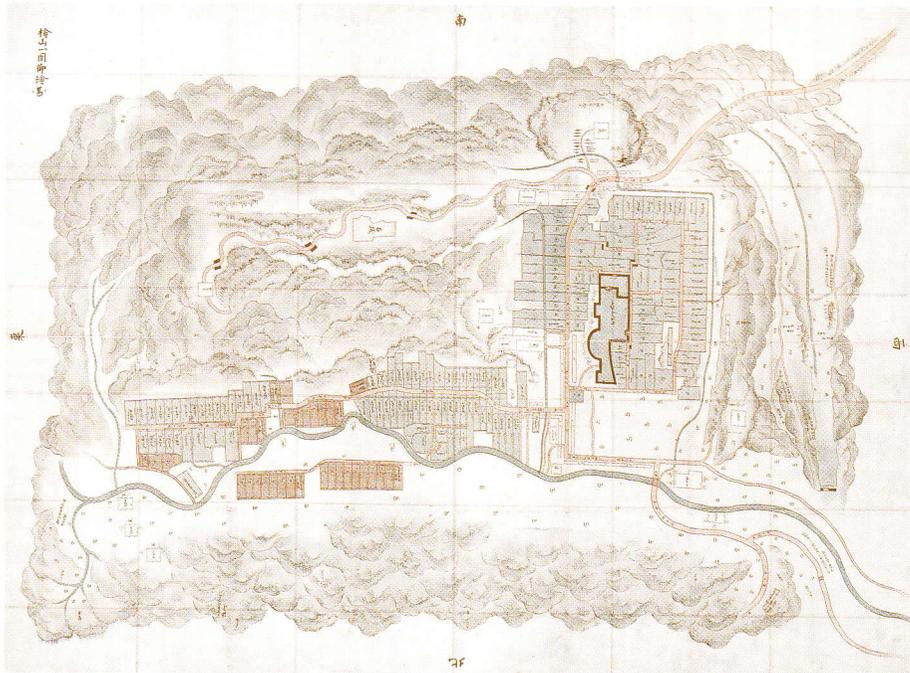
秋田県文化財に指定されている享保十三年の「給人町絵図」もこの過程で作成されたものである。院内・湯沢・横手・刈和野・角館・松山・大館・十二所といった町は、所預がおかれた領内の要所であり、これらの町絵図が作成されるにいたった経過は「郡村日記」に記されている。

また享保十四年の「秋田領絵図」には森吉山が秋田領内の山として描かれており、同年の「黒印高帳」十四冊は約八百カ村の当時の村名

と高数を伝えてくれる。「国典類抄」軍部では、この時期の記事を「御判物并御高辻」として収録している。享保年間の領

内調査を秋田藩はどのように認識していたかを知るうえでも興味深い。

(古文書課 伊藤 勝美)



松山一円御絵図 (享保13年) (県C-119)
(172cm×233cm)

公文書館長 会議報告

○第八回都道府県・政令指定都市
公文書館長会議（国立公文書館主
催）

平成八年六月十一日午後二時か
ら第八回都道府県・政令指定都市
公文書館長会議が秋田キャッスル
ホテルにおいて行われました。出
席者は国からは防衛庁防衛研究所
戦史部、都道府県からは北海道立
文書館ほか二四館、政令指定都市
からは川崎市文書館ほか三館、オ
ブザーバーとして福岡市総合図書
館、計三一館五一名でした。国立
公文書館からは稲橋館長ほか三名
が出席されました。今回の主な議
題として、国立公文書館からは、
第九回公文書館等職員研修会実施
要領のほか三件について報告がな
され、また公文書館をめぐる諸問
題として各館から文書館業務にた
ずさわる専門職員の養成、資格基
準等について質疑等がなされまし
た。翌十二日は、角館町武家屋敷
及び伝承館の視察を行ない、全日
程を終了しました。

古文書解読 専修講座報告

本年度の古文書解読講座（専修
講座）を、八月二日当館で開催し
ました。

当日は古文書解読のベテランの
方をはじめ、五月の古文書解読入
門講座で新たに興味を抱いた方を
含む四十七名が受講されました。

講座の内容は以下のとおりです。

講座①「今宮大学の領内調査」

伊藤勝美

講座②「秋田藩家老の横浜港視察」

伊藤勝美

（宇都宮孟綱日記） 柴田次雄

家老自ら久保田城出書院の屋根
に上ったの領内調査の様子などを
紹介した講座①、横浜ではじめて
異人の生活を目にしての驚きを記
した幕末の家老の日記を紹介した
講座②と、新鮮で興味深い内容の
講座となりました。スライド機材
により地図や資料を多用しての両
講座は、解説が丁寧で判り易いと
受講者にも好評でした。

今後受講者の期待に応えられ
るよう、一層充実した講座を行な
いたいと考えております。

一昨年から始めた「たより」の
発行も今号で五回目になります。
公文書館に対する認識の普及が日
的ですが、「千里の行も足下に始
まる」の言葉を「もっともだ」と思
いつつ毎号編集しています。（し）

今号は二つの展示解説、古文書
解読講座報告と、公文書館の活動
報告の記事が多くなりました。ま
だ「公文書館で何？」と思われて
いる方は、ぜひ一度ご来館下さい。
お待ちしております。（け）

公文書館利用案内

○開館時間

平日 9:00~19:00
土・日曜日 9:00~17:00

○休館日

- ・国民の祝日及び振替休日
- ・月曜日（毎月第3日曜日の翌日除く）
- ・毎月第3日曜日
- ・資料整理日（月の初日）
- ・特別整理期間（8月～10月中の15日間）
- ・年末年始（12月28日～1月3日）

* 編集後記

表紙写真

明治十三年「勸業課農事掛事務簿」
明治十四年「勸業課報告掛事務簿」

公文書館だより 第五号

平成八年十月二日発行

編集発行 秋田県公文書館

（表紙題字 寿松木 毅）

〒〇一〇

秋田市山王新町一四一三二

☎（〇一八八）六六一八三〇一

印刷 太陽印刷株式会社

